

組合等の共助の取組みを支援します

組合等消費喚起活動支援補助金

①補助金の対象となる事業

組合等が感染対策を講じて行う共助による「消費喚起活動」

②補助金

1 団体最大 **200** 万円（複数回に分けて申請できます）

③事業の要件等（主なもの）

- ・**交付決定の日から、令和5年3月31日までに完了する事業**
- ・一般消費者の消費喚起につながる共助活動
- ・**申請期限：事業実施の2週間前**
- ・事業実施の1週間前までに、記者発表を行うこと
- ・チラシ等に、「周南市組合等消費喚起活動支援補助金活用事業」を表記のこと
- ・補助対象外経費：消費額の20%を超える消費者還元費用

④申請者の要件（いずれかのもの）

- ・経済団体等：徳山商工会議所、新南陽商工会議所、熊毛町商工会、鹿野町商工会、都濃商工会、周南観光コンベンション協会
- ・組合：周南料飲組合、周南西料飲組合、徳山旅館組合、湯野温泉旅館組合、湯野温泉事業協同組合、山口県美容業生活衛生同業組合
- ・共助団体：5つの要件の全てに該当する団体
 - (1)市内に本拠がある
 - (2)主たる構成員が同業種の事業者
 - (3)構成員の共助が目的
 - (4)法人格又は規約がある
 - (5)活動実績1年以上

問い合わせ（まずはご相談ください）

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて

電話 0834-22-8819

Eメール:shoko@city.shunan.lg.jp

周南市 コロナ 支援

検索



←詳しくはHPを
ご覧ください